

富山県眼科医会入会規定

- 1 A 会員は富山県郡市医師会に所属していること
- 2 (財)日本眼科学会または日本専門医機構の定める眼科専門医または専門医志向者であること
非専門医にあつては、専門医受験資格を有するものか、認定医療機関あるいはそれに準ずる医療機関において専門医を志向し研修中であること
- 3 医院、病院を運営する際、下記の広告などが無いこと
 - ・ 医院、病院に関する違法広告および品位に欠ける広告
 - ・ 併設もしくは関連あるコンタクトレンズ会社などにおける違法広告および品位に欠ける広告
(広告は厚生労働省の定める医療広告ガイドラインを遵守すること)
- 4 平成29年度に発出された『コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について』等の厚生労働省の通知を遵守すること
- 5 本会に入会を希望する者は上記の項目を満たし、日本眼科学会専門医制度もしくは日本専門医機構の定める研修施設の長の推薦を得るかもしくは会長に面談の上、入会申込書を提出し、理事会の承認を受け、同時に日本眼科医会に入会すること
- 6 上記の2、3、4項を遵守していないと認められた場合や富山県眼科医会会則第2条の目的に反したと認められた場合は、理事会にて協議し退会とする

(附則) この規定は令和元年11月5日から施行する